



2012年3月14日

各 位

会社名 マックスバリュ北海道株式会社  
代表者名 代表取締役社長 山尾 啓一  
(JASDAQ・コード7465)  
問合せ先 役職・氏名  
取締役経営管理本部長 平田 炎  
電 話 011-631-5192

### 株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権発行について（発行個数等確定）

当社は、2011年4月19日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役に対し、株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権について、具体的な発行内容を決議いたしましたので、お知らせいたしました。2012年3月14日開催の取締役会において、その具体的な発行内容を以下のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. ストックオプションとして新株予約権を発行する理由

当制度は、取締役に対する報酬と当社の業績や株価との連動性を高め、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主と共有することで、継続した業績向上と企業価値増大への意欲や士気を高めることを目的としており、以下に記載のとおり、行使に際して払い込みをなすべき金額を1株当たり1円とする新株予約権を公正価値で発行するものです。

#### 2. 新株予約権発行の要領

##### (1) 新株予約権の名称

マックスバリュ北海道株式会社 第4回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

##### (2) 新株予約権の総数

76個とする。

##### (3) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類及び数は、新株予約権1個当たり当社普通株式100株とする。新株予約権の全部が行使された場合に発行される当社普通株式は7,600株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収合併を行う場合、その他これらの場合に準じ株式数の調整を必要とする場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

##### (4) 新株予約権の発行価額

割当日における会計上の公正な評価額で発行する。

- (5) 新株予約権と引換えに払込む金額  
新株予約権と引換えに金額の払込みは要しない。
- (6) 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額  
新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各株式予約券の行使により、発行または移転する株式1当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は1円とする。ただし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数の調整を行った場合は、株式1株当たりの払込金額1円を調整後の株式数で除した金額とする。
- (7) 新株予約権を行使できる期間  
2012年5月1日から2027年4月30日までとする。
- (8) 新株予約権の行使の条件
- ① 新株予約権者（新株予約権を引き受けた取締役をいう。以下同じ。）は、権利行使時においても当社の取締役の地位にあることを要する。ただし、当社の取締役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限り権利行使ができるものとする。
  - ② 新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。
  - ③ その他の条件については、株主総会決議の範囲内において取締役会決議で定めるところによる。
- (9) 新株予約権の消滅、無償取得等
- ① 新株予約権者が新株予約権を行使しないまま、権利行使期間が経過した場合、または権利行使期間内であっても上記(8)①ただし書きの退任の日から5年が経過した場合、新株予約権は消滅する。
  - ② 新株予約権者が、法令または当社の内部規律に対する重大な違反をした場合、当社の事前の許可無く、競業会社の役員、使用人に就任しまたは就任することを承諾した場合等、取締役会で決議した場合には、当社は新株予約権者の新株予約権を無償で取得し、消却することができる。
- (10) 新株予約権の譲渡禁止  
新株予約権者及び(11)に定める権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。
- (11) 新株予約権の相続  
新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人のうち1名（以下、「権利承継者」という。）に限り、新株予約権を承継することができる。  
権利承継者につき相続が開始された場合、相続人は新株予約権を相続することはできない。
- (12) 新株予約権証券の発行  
新株予約権者及びその権利承継者は、新株予約権に係る新株予約権証券の発行請求を行わないものとする。
- (13) 新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金  
新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において、増加する資本金の額は1株当たり帳簿価額と行使価額との合計額の2分の1（1円未満の端数は切り上げる。）とし、増加する剰余金の額は当該合計額から当該増加資本金の額を控除した額とする。
- (14) 新株予約権の対象者及びその人数  
2011年4月19日開催の第50期定時株主総会で選任（再任を含む）された当社の取締役6名に割り当てられる。
- (15) 新株予約権の割当日  
新株予約権の割当日（発行日）は2012年4月1日とする。

以 上